

○余市町個人情報保護条例施行規則

平成13年6月27日

規則第29号

改正 平成14年3月29日規則第13号

平成14年6月18日規則第41号

平成17年11月15日規則第28号

平成27年10月2日規則第37—2号

平成28年3月31日規則第16号

(目的)

第1条 この規則は、余市町個人情報保護条例（平成12年余市町条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(個人情報取扱事務開始届出書等)

第2条 条例第6条第1項の規定による個人情報取扱事務の開始の届出は、個人情報取扱事務開始届出書（第1号様式。以下「届出書」という。）により行い、同条第2項の規定による個人情報取扱事務の変更又は廃止の届出は、個人情報取扱事務変更・廃止届出書（第2号様式）により行うものとする。

(本人以外からの個人情報収集届出書)

第3条 条例第7条第3項の規定による個人情報を本人以外から収集した場合の届出は、本人以外からの個人情報収集届出書（第3号様式）により行うものとする。

(個人情報の目的外利用・他の実施機関への提供届出書等)

第4条 実施機関は、条例第8条第1項又は第8条の2の規定により個人情報を目的以外に利用し、又は他の実施機関に提供しようとするときは、個人情報の目的外利用・他の実施機関への提供届出書（第4号様式）により町長に届出るとともに次の事項を一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 利用又は提供の目的
- (2) 利用又は提供に際し、条例の規定を適用した理由
- (3) 利用又は提供した個人情報の項目
- (4) 利用又は提供の相手先

(閲覧の告示)

第5条 町長は、実施機関から条例第6条第1項、同条第2項、第7条第3項又は前条に規定する届出があったときは、一般の閲覧に供している旨及びその場所を告示するものとする。

(届出書の整理保管及び閲覧の場所)

第6条 第2条から第4条までの規定による届出書の整理保管及び前条の規定による閲覧の場所は、総務部総務課とする。

(個人情報開示請求書)

第7条 条例第11条第1項の規定による保有個人情報の開示の請求は、個人情報開示請求書(第5号様式)により行うものとする。

2 条例第11条の2第1項第3号の実施機関が定める事項は、本人に代わって法定代理人(保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人)が保有個人情報の開示を請求しようとする場合における本人の氏名、住所及び未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)の別とする。

(本人等の証明に必要な書類)

第8条 条例第11条の2第2項(第19条第4項、第21条第3項、第23条の5第2項及び第24条第3項において準用する場合を含む。)の規定による本人又はその法定代理人(保有特定個人情報にあっては、その法定代理人又は本人の委任による代理人)であることを証明するために必要な書類は次に掲げるものとする。

- (1) 本人が請求する場合 運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券その他これに類するもの
- (2) 法定代理人(保有特定個人情報にあっては、その法定代理人又は本人の委任による代理人)が請求する場合 当該法定代理人(保有特定個人情報にあっては、その法定代理人又は本人の委任による代理人)に係る戸籍謄本、登記事項証明書その他その資格を証明する書類及び前号に定める書類
- (3) 本人の委任による代理人が請求する場合 委任状及び第1号に掲げる書類

(個人情報開示決定期間延長通知書)

第9条 条例第16条第2項の規定による開示決定期間の延長の通知は、個人情報開示決定期間延長通知書(第6号様式)により行うものとする。

(個人情報開示決定通知書等)

第10条 条例第16条第3項の規定による通知は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 請求された保有個人情報の全部を開示するとき 個人情報開示決定通知書(第7号様式)
- (2) 請求された保有個人情報の一部を開示するとき 個人情報部分開示決定通知書(第8号様式)
- (3) 請求された保有個人情報を非開示とするとき 個人情報非開示決定通知書(第9号様式)

(第三者に関する情報が記録されている個人情報の開示決定通知書)

第11条 条例第17条第2項の規定による通知は、第三者に関する情報が記録されている個人情報の開示決定通知書(第10号様式)により行うものとする。

(個人情報不存在通知書)

第12条 条例第18条の規定による通知は、個人情報不存在通知書(第11号様式)により行うものとする。

(保有個人情報の閲覧)

第13条 保有個人情報が記録されている文書等を閲覧する者は、当該文書等を丁寧に取り扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

2 町長は、前項の規定に違反する者に対しては、文書等の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

3 文書等が電磁的記録等であるため、直接、閲覧できない情報については、紙に印字したものにより閲覧に供することを原則とする。

(個人情報訂正請求書)

第14条 条例第21条第1項の規定による保有個人情報の訂正請求は、個人情報訂正請求書(第12号様式)により行うものとする。

2 条例第21条第1項第3号の実施機関の長が定める事項は、本人に代わって法定代理人(保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人)が保有個人情報の訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を請求しようとする場合における本人の氏名、住所及び未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)の別とする。

(個人情報訂正決定期間延長通知書)

第15条 条例第22条第2項に規定する通知は、個人情報訂正決定期間延長通知書(第13号様式)によるものとする。

(個人情報訂正決定通知書等)

第16条 条例第22条第3項に規定する通知は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 保有個人情報の訂正をする決定を行ったとき 個人情報訂正決定通知書(第14号様式)

(2) 保有個人情報の訂正をしない決定を行ったとき 個人情報非訂正決定通知書(第15号様式)

(個人情報利用停止請求書)

第16条の2 条例第23条の5第1項の規定による保有個人情報(情報提供等記

録を除く。第16条の4において同じ。)の利用停止請求は、個人情報利用停止請求書(第15号の2様式)により行うものとする。

(個人情報利用停止決定期間延長通知書)

第16条の3 条例第23条の6第2項において準用する第16条第2項の規定による延長の通知は、個人情報利用停止決定期間延長通知書(第15号の3様式)により行うものとする。

(個人情報利用停止決定通知書等)

第16条の4 条例第23条の7に規定する通知は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 保有個人情報の利用停止をする決定を行ったとき 個人情報利用停止決定通知書(第15号の4様式)

(2) 保有個人情報の利用停止をしない決定を行ったとき 個人情報非利用停止決定通知書(第15号の5様式)

(個人情報取扱是正申出書)

第17条 条例第24条第1項に規定する是正の申出は、個人情報取扱是正申出書(第16号様式)により行うものとする。

2 条例第24条第2項第3号の実施機関の長が定める事項は、本人に代わって法定代理人(保有特定個人情報にあつては、法定代理人又は本人の委任による代理人)が保有個人情報の取扱いの是正の申出をする場合における本人の氏名、住所及び未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)の別とする。

(個人情報取扱是正申出処理通知書)

第18条 条例第24条第4項に規定する通知は、個人情報取扱是正申出処理通知書(第17号様式)により行うものとする。

(費用負担)

第19条 条例第25条の規定による写しの交付及び送付に要する費用は、次に掲げるとおりとし、前納しなければならない。

区分			金額等	
庁舎に備えてある複写機による複写	モノクロ	A3判まで	1面につき	10円
		A3判を超えA0判まで	1枚につき	70円
	カラー	A3判まで	1枚につき	50円
外部の業者に委託して複写する場合			当該複写に要した額	
録音テープその他の媒体の複製によるもの			当該複写に要した額	

送付に要する費用

当該送付に要する郵送料等の額

- 2 文書等の写しの交付部数は、開示請求があった文書等1件名につき1部とする。
- 3 複写は、原寸大とする。

(余市町個人情報保護審査会への諮問)

第19条の2 条例第26条第1項に規定する審査請求は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。

- (1) 開示等の決定、訂正等の決定又は利用停止等の決定に係るもの 審査請求書(第18号様式)
- (2) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為に係るもの 審査請求書(第18号の2様式)

2 条例第26条第2項に規定する諮問は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。

- (1) 前項第1号に係るもの 審査請求事案諮問書(第19号様式)
- (2) 前項第2号に係るもの 審査請求事案諮問書(第19号の2様式)

3 実施機関の長は、前項の諮問を行う場合は、審査請求事案諮問書に次の各号に掲げる書類(開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為に係るもの場合は、第3号を除く。)を添付するものとする。

- (1) 審査請求書の写し
- (2) 個人情報開示請求書、個人情報訂正請求書又は個人情報利用停止請求書の写し
- (3) 前号に規定する請求に対する決定通知書の写し
- (4) 審査請求の概要書(第20号様式)
- (5) 理由説明書(第21号様式)
- (6) 弁明書の写し
- (7) 反論書の写し(提出があった場合に限る。)
- (8) 参加人意見書の写し(提出があった場合に限る。)
- (9) その他必要な書類
(事業者の公表)

第20条 条例第39条第1項の規定による事実の公表は、次の各号に掲げる事項について、余市町掲示場に掲示又は町広報紙への掲載により行うものとする。

- (1) 事業者の氏名又は名称
- (2) 事業者の住所又は所在地
- (3) 条例第35条の規定に違反する行為の内容
(意見陳述)

第21条 町長は、事業者に対し、条例第39条第2項の規定により、意見陳述の

機会を与えようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面により通知しなければならない。

- (1) 当該事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
 - (2) 公表しようとする事実の内容及びその理由
 - (3) 出席すべき期日及び場所
 - (4) 口頭又は書面により釈明ができる旨
 - (5) 証拠書類又は証拠物を提出できる旨
 - (6) 第4号の釈明がない場合の措置
- 2 町長は、前項の通知を受けた事業者又はその代理人が、やむを得ない理由により、出席すべき期日の変更を申し出たときは、当該期日を変更することができる。
- 3 条例第39条第2項の意見陳述については、その要旨を記載した書面を作成するものとする。

(運用状況の公表)

第22条 条例第45条の規定による運用状況の公表は、次の各号に掲げる事項について町広報紙に掲載することにより行うものとする。

- (1) 開示の請求及び決定の内容
- (2) 訂正請求、是正の申出の状況
- (3) 苦情処理の状況
- (4) 審査請求の状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日規則第13号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年6月18日規則第41号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の別記第1号様式(以下「改正前様式」)により提出があつたものについては、改正後の別記第1号様式として取扱うものとする。この場合において、改正前様式中「第7条の2」とあるのは「第7条第2項」

と読み替えるものとする。

附 則（平成17年11月15日規則第28号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出のあった第1号様式については、同様式中「第4号」と記載のあるものは「第3号」と、「第5号」と記載のあるものは「第4号」と、「第6号」と記載のあるものは「第5号」と、「第7号」と記載のあるものは「第6号」と読み替えて取扱うものとする。

附 則（平成27年10月2日規則第37—2号）

この規則は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第16号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式 (第2条関係)

個人情報取扱事務開始届出書

○ ○ ○
年 月 日

余市町長 様

実施機関名

余市町個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届出します。

個人情報取扱事務の名称		
個人情報取扱事務の目的		
事務を所掌する組織の名称(担当課)		部 課 係
個人情報取扱事務の根拠法令等の名称		
個人情報の対象者の範囲		
個人情報 の 記 録 項 目	戸籍的事項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻の有無
	経歴等	<input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職位 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰
	心身の状況	<input type="checkbox"/> 障害の有無 <input type="checkbox"/> 傷病歴 <input type="checkbox"/> 健康状況
	財産等の状況	<input type="checkbox"/> 資産内容 <input type="checkbox"/> 収入・所得 <input type="checkbox"/> 課税状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助の有無 <input type="checkbox"/> 取引状況
	その他	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()
個人情報の収集方法		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(条例第7条第2項第 号該当)
個人情報の収集時期		<input type="checkbox"/> 随時 <input type="checkbox"/> 定期的(<input type="checkbox"/> 年単位 <input type="checkbox"/> 月単位 <input type="checkbox"/> その他())
個人情報の処理形態		<input type="checkbox"/> 電子計算処理を含む(オンライン結合 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 電子計算処理を含まない(手書き処理)
目的外利用の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
経常的な提供先		<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他()) <input type="checkbox"/> 無
事務の外部委託の有無		<input type="checkbox"/> 有(委託先) <input type="checkbox"/> 無
事務の開始の年月日		年 月 日
備 考		

第2号様式（第2条関係）

個人情報取扱事務変更・廃止届出書

○ ○ ○ 号
年 月 日

余市町長 様

実施機関名

余市町個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届出します。

個人情報取扱事務の 名 称		
届 出 の 区 分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止	
変更・廃止の年月日	年 月 日	
変更・廃止の理由		
変 更 の 内 容	変更前	
	変更後	
担 当 課 等	部 課 係	
備 考		

第3号様式 (第3条関係)

本人以外からの個人情報収集届出書

〇 〇 〇 号
年 月 日

余市町長 様

実施機関名

余市町個人情報保護条例第7条第3項の規定により、次のとおり届出します。

収集年月日	年 月 日
収集の相手方	
収集の目的	
本人以外から 収集した理由	
収集した個人 情報の項目	
担当部課等	部 課 係
備 考	

第4号様式（第4条関係）

個人情報の目的外利用・他の実施機関への提供届出書

○ ○ ○ 号
年 月 日

余市町長 様

実施機関名

余市町個人情報保護条例施行規則第4条の規定により、次のとおり届出します。

目的外利用・外部提供の区分	(1) 目的外利用 (2) 外部提供
目的外利用・外部提供年月日	年 月 日
目的外利用・外部提供の目的	
目的外利用・外部提供の相手方	
目的外利用・外部提供に際し、条例の規定を適用した理由	
目的外利用・外部提供する個人情報の項目	
担 当 部 課 係	部 課 係
備 考	

第5号様式（第7条関係）

個人情報開示請求書

年 月 日

余市町長 様

住 所
氏 名
連絡先電話番号

余市町個人情報保護条例第11条第1項の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。

1 個人情報を特定するために必要な事項	
2 開示の区分	(1)閲覧・視聴 (2)写しの交付 (3)写しの郵送
3 本人の氏名及び住所	氏 名 住 所 電話番号

法定代理人、又は本人の委任による代理人（特定個人情報に限る。）が請求する場合には、次の欄にも記入してください。

4 代理人の区分	未成年者の法定代理人 成年被後見人の法定代理人 本人の委任による代理人（特定個人情報に限る。）
----------	--

- 注1 個人情報の内容については、できるだけ具体的に記入してください。
- 2 本人が請求する場合は、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券、その他これに類するもの）を提示又は提出してください。
- 3 法定代理人による請求の場合は、法定代理人自身が本人であることを証明するために必要な前項の書類及びその資格を証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提示又は提出してください。
- 4 本人の委任による代理人による請求の場合は、代理人自身が本人であることを証明するために必要な第2項の書類及び委任状を提示又は提出してください。

(町記載欄)

書類等確認	本人確認	運転免許証 健康保険の被保険者証 旅券 その他 ()	
	資格確認	法定代理人	戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()
		本人の委任による代理人	委任状
受付年月日	年 月 日		
担当部課係	部 課 係		

第6号様式(第9条関係)

個人情報開示決定期間延長通知書

〇 〇 〇 号
年 月 日

様

余市町長 印

年 月 日開示請求のあった個人情報について、余市町個人情報保護条例第16条第2項の規定により、次のとおり開示を決定する期間を延長したので通知します。

1 開示請求書受理年月日	年 月 日
2 個人情報取扱事務の名称	
3 決定期間満了日	年 月 日
4 期間を延長する理由	
5 延長後の決定期間満了日	年 月 日
6 担当部課等	部 課 係
7 備 考	

第7号様式 (第10条関係)

個人情報開示決定通知書

号
年 月 日

様

余市町長 印

年 月 日開示請求のあった個人情報について、余市町個人情報保護条例第16条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。

1 開示請求書受理年月日			
2 個人情報取扱事務の名称			
3 開示の方法	(1) 閲覧・視聴 (2) 写しの交付 (3) 写しの郵送 (4) その他 ()		
4 開示の日時及び場所	日時	年 月 日	午前・午後 時 分
	場所		
5 担当部課等	部	課	係
	電話	(内線)	
6 備考			

注1 指定された開示の日時が都合が悪い場合には、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。

2 開示を受ける際には、この通知書を提示し、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券、その他これに類するもの）を提示又は提出してください。

3 法定代理人が開示を受ける場合は、法定代理人自身が本人であることを証明するために必要な前項の書類及びその資格を証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提示又は提出してください。

4 本人の委任による代理人が開示（特定個人情報に限る。）を受ける場合は、代理人自身が本人であることを証明するために必要な第2項の書類及び委任状を提示又は提出してください。

第8号様式（第10条関係）

個人情報部分開示決定通知書

号
年 月 日
印

様
余市町長

年 月 日開示請求のあった個人情報について、余市町個人情報保護条例第16条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定したので通知します。

1 個人情報取扱事務の名称	
2 開示の方法	(1) 閲覧・視聴 (2) 写しの交付 (3) 写しの郵送 (4) その他()
3 開示の日時及び場所	日時 年 月 日 午前・午後 時 分 場所
4 開示をしない部分の概要及びその理由	概要 理由 余市町個人情報保護条例第 条第 号 該当
5 開示をしない部分の開示をすることができる期日	年 月 日
6 担当部課等	部 課 係 電話 (内線)
7 備考	

- 注 1 指定された開示の日時が都合が悪い場合には、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。
- 2 開示を受ける際には、この通知書を提示し、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券、その他これに類するもの）を提示又は提出してください。
- 3 法定代理人が開示を受ける場合は、法定代理人自身が本人であることを証明するために必要な前項の書類及びその資格を証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提示又は提出してください。
- 4 本人の委任による代理人が開示（特定個人情報に限る。）を受ける場合は、代理人自身が本人であることを証明するために必要な第2項の書類及び委任状を提示又は提出してください。
- 5 5の欄は、開示をしない部分について開示をすることができる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、その部分の開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求をしてください。

- 教示 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、余市町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、余市町を被告として（訴訟において余市町を代表する者は余市町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内を経過したとき又は当該裁決の日から1年を経過したときは、提起することができません。

第9号様式（第10条関係）

個人情報非開示決定通知書

号
年 月 日

様

余市町長 印

年 月 日開示請求のあった個人情報について、余市町個人情報保護条例第16条第1項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

1 個人情報取扱事務の名称	
2 開示をしない理由	余市町個人情報保護条例第 条 号該当
3 開示することができる期日	年 月 日
4 担当部課等	部 課 係 電話 (内線)
5 備考	

注 3の欄は、開示をすることができる期日をあらかじめ明示できるときに、その期日を記入してありますので、開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求をしてください。

教示1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、余市町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、余市町を被告として（訴訟において余市町を代表する者は余市町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内を経過したとき又は当該決裁の日から1年を経過したときは、提起することができません。

第10号様式（第11条関係）

第三者に関する情報が記録されている個人情報の開示決定通知書

〇 〇 〇 号
年 月 日

様

余市町長 印

あなたに関する情報が記録されている文書等について、余市町個人情報保護条例第17条第2項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。

1 あなたに関する情報の内容		
2 開示決定年月日及び開示の日時	開示決定年月日	年 月 日
	開示の日時	年 月 日午前・午後 時 分
3 担当部課等	部 課 係 電話 (内線)	
4 備 考		

注 この通知に対する質問については、(内線) までお問合わせください。

第 11 号様式 (第 12 条関係)

個人情報不 存在 通知 書

号
年 月 日

様

余市町長 印

年 月 日 開示請求のあった個人情報については存在しないので、余市町個人情報保護条例第18条の規定により通知します。

1 請求に係る 個人情報の 内容	
2 担当部課等	部 課 係 電話 (内線)
3 備 考	

教示 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、余市町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、余市町を被告として（訴訟において余市町を代表する者は余市町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内を経過したとき又は当該裁決の日から1年を経過したときは、提起することができません。

第12号様式（第14条関係）

個人情報訂正請求書

年 月 日

余市町長 様

住 所
氏 名
連絡先 電話番号

余市町個人情報保護条例第20条第1項の規定により、次のとおり個人情報の訂正を請求します。

訂 正 の 区 分	(1) 訂正 (2) 追加 (3) 削除
個人情報を特定するために必要な事項	
訂正を求める箇所	
訂正を求める内容	訂正前
	訂正後

法定代理人、又は本人の委任による代理人（特定個人情報に限る。）が請求する場合には、次の欄にも記入してください。

本人の氏名及び住所	住 所 氏 名 電話番号
代理人の区分	未成年者の法定代理人 成年被後見人の法定代理人 本人の委任による代理人（特定個人情報に限る。）

- 注1 請求の際には、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等）を提出又は提示してください。
- 2 法定代理人による請求の場合は、法定代理人自身が本人であることを証明するために必要な前項の書類及びその資格を証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提示又は提出してください。
- 3 本人の委任による代理人による請求の場合は、代理人自身が本人であることを証明するために必要な前項の書類及び委任状を提示又は提出してください。

(町記載欄)

書類等確認	本人確認	運転免許証 健康保険の被保険者証 旅券 その他 ()	
	資格確認	法定代理人	戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()
		本人の委任による代理人	委任状
受付年月日	年 月 日		
担当部課係	部 課 係		

第13号様式（第15条関係）

個人情報訂正決定期間延長通知書

号
年 月 日

様

余市町長

印

年 月 日に訂正請求のあった個人情報について、余市町個人情報保護条例第22条第2項の規定により、次のとおり訂正をするかどうかを決定する期間を延長したので通知します。

個人情報取扱事務の名称	
余市町個人情報保護条例第22条第1項に規定する決定期間満了日	年 月 日
期間を延長する理由及び延長後の決定期間	理由
	決定期間満了日 年 月 日
担 当 部 課 等	部 課 係
備 考	

付記 この通知に対する質問は、(内線) までお問合せください。

第14号様式（第16条関係）

個人情報訂正決定通知書

号
年 月 日

様

余市町長

印

年 月 日に訂正請求のあった個人情報について、余市町個人情報保護
条例第22条第1項の規定により、次のとおり訂正を行うことと決定したので通知します。

1 請求の内容

個人情報取扱事務の名称	
訂正を求めた 箇所及び内容	

2 訂正を行う場合

個人情報取扱事務の名称		
訂正の箇所		
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正の年月日	年 月 日	

教示1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から
起算して3か月以内に、余市町長に対して審査請求をすることができます（なお、
この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、こ
の決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができな
くなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6
か月以内に、余市町を被告として（訴訟において余市町を代表する者は余市町長
となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決
定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決
定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起するこ
とができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求
に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内を経過し
たとき又は当該決裁の日から1年を経過したときは、提起することができません。

備考 この通知に対する質問は、（内線 ）までお問合
せください。

第15号様式（第16条関係）

個人情報非訂正決定通知書

号
年 月 日

様

余市町長

印

年 月 日に訂正請求のあった個人情報について、余市町個人情報保護条例第22条第1項の規定により、次のとおり訂正を行わないことと決定したので通知します。

個人情報取扱事務の名称	
訂正を求めた箇所及び内容	
訂正を行わない理由	
担 当 部 課 等	部 課 係
備 考	

教示1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、余市町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、余市町を被告として（訴訟において余市町を代表する者は余市町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内を経過したとき又は当該決裁の日から1年を経過したときは、提起することができません。

備考 この通知に対する質問は、（内線 ）までお問合せください。

第 15 号の 2 様式 (第 16 条の 2 関係)

個人情報利用停止請求書

年 月 日

余市町長 様

住 所

氏 名

連絡先 電話番号

余市町個人情報保護条例第23条の3第1項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求の趣旨 及び理由	
-------------------	--

法定代理人、又は本人の委任による代理人（特定個人情報に限る。）が請求する場合には、次の欄にも記入してください。

本人の氏名及び住所	氏 名
	住 所
	電話番号
代理人の区分	未成年者の法定代理人 成年被後見人の法定代理人 本人の委任による代理人（特定個人情報に限る。）

- 注 1 請求の際には、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等）を提出又は提示してください。
- 2 法定代理人による請求の場合は、法定代理人自身が本人であることを証明するために必要な前項の書類及びその資格を証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提示又は提出してください。
- 3 本人の委任による代理人による請求の場合は、代理人自身が本人であることを証明するために必要な第 2 項の書類及び委任状を提示又は提出してください。

(町記載欄)

書類等確認	本人確認	運転免許証 健康保険の被保険者証 旅券 その他 ()	
	資格確認	法定代理人	戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()
		本人の委任による代理人	委任状
受付年月日	年 月 日		
担当部課係	部 課 係		

第 15 号の 3 様式 (第 16 条の 3 関係)

個人情報利用停止決定期間延長通知書

号
年 月 日

様

余市町長 印

年 月 日に利用停止請求のあった個人情報について、余市町個人情報保護条例第23条の6第2項の規定により、次のとおり利用停止をするかどうかを決定する期間を延長したので通知します。

個人情報取扱事務の名称	
余市町個人情報保護条例第23条の5第1項に規定する決定期間満了日	年 月 日
期間を延長する理由及び延長後の決定期間	理由
	決定期間満了日 年 月 日
担 当 部 課 等	部 課 係
備 考	

付記 この通知に対する質問は、(内線) までお問合せください。
い。

第15号の4様式(第16条の4関係)

個人情報利用停止決定通知書

号
年 月 日

様

余市町長 印

年 月 日に利用停止請求のあった個人情報について、余市町個人情報保護条例第23条の6第1項の規定により、次のとおり利用停止を行うことと決定したので通知します。

利用停止請求の趣旨及び理由	
利用停止年月日	年 月 日
担当部課等	部 課 係
備考	

注 この通知に対する質問は、(内線)までお問合せください。

第15号の5様式（第16条の4関係）

個人情報非利用停止決定通知書

号
年 月 日

様

余市町長 印

年 月 日に利用停止請求のあった個人情報について、余市町個人情報保護条例第23条の6第1項の規定により、次のとおり利用停止を行わないことと決定したので通知します。

利用停止請求の趣旨及び理由	
利用停止をしない理由	
担 当 部 課 等	部 課 係
備 考	

教示1 この利用停止をしない決定に不服がある場合には、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、余市町長に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分に対して不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、余市町（訴訟において余市町を代表するものは、余市町長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 この通知に対する質問は、（内線 ）までお問合せください。

第16号様式（第17条関係）

個人情報取扱是正申出書

年 月 日

余市町長様

住 所
氏 名
連絡先 電話番号

余市町個人情報保護条例第24条第1項の規定により、次のとおり個人情報の取扱の是正を申し出ます。

個人情報を特定するために必要な事項	
是正を求める内容	

法定代理人、又は本人の委任による代理人（特定個人情報に限る。）による申し出の場合には、次の欄にも記入してください。

本人の氏名及び住所	氏 名
	住 所 電話番号
代理人の区分	未成年者の法定代理人 成年被後見人の法定代理人 本人の委任による代理人（特定個人情報に限る。）

- 注1 申し出に係る個人情報の内容については、できるだけ具体的に記入してください。
- 2 申し出の際には、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等）を提出又は提示してください。
- 3 法定代理人による申し出の場合は、法定代理人自身が本人であることを証明するために必要な前項の書類及びその資格を証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提示又は提出してください。
- 4 本人の委任による代理人による申し出の場合は、代理人自身が本人であることを証明するために必要な第2項の書類及び委任状を提示又は提出してください。

（町記載欄）

書類等確認	本人確認	運転免許証 健康保険の被保険者証 旅券 その他（ ）	
	資格確認	法定代理人	戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）
		本人の委任による代理人	委任状
担当部課係	部 課 係		

第17号様式 (第18条関係)

個人情報取扱是正申出処理通知書

○ ○ ○ 号
年 月 日

様

余市町長 印

年 月 日は正申出のあった個人情報について、余市町個人情報保護条例第24条第4項の規定により、次のとおり処理したので通知します。

1 申出の内容

個人情報取扱事務の名称	
是正を求めた内容	

2 申出に対する処理

是正申出に対する処理の内容	
是正の年月日	年 月 日

3 申出に対する処理を行わない場合

理由	
----	--

備考 この通知に対する質問は、(内線)までお問合せください。

第 18 号様式 (第 19 条の 2 第 1 項関係)

審 査 請 求 書
(開示等・訂正等・利用停止等の決定に係るもの)

年 月 日

余市町長 様

審査請求人
住 所
氏 名
連絡先電話番号

次のとおり審査請求いたします。

1 審査請求に係る決定の内容

.....
.....
.....

2 審査請求に係る決定があったことを知った年月日

年 月 日

3 審査請求の趣旨及び理由

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

4 処分庁の教示の有無及びその内容 有 ・ 無

.....
.....
.....

第18号の2様式（第19条の2第1項関係）

審査請求書
（不作為に係るもの）

年 月 日

余市町長 様

審査請求人
住 所
氏 名
連絡先電話番号

次のとおり審査請求いたします。

1 当該不作為に係る決定についての申請の内容

.....
.....
.....

2 当該不作為に係る決定についての申請の年月日

年 月 日

3 審査請求の趣旨

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

第 19 号様式 (第 19 条の 2 第 2 項関係)

審査請求事案諮問書
(開示等・訂正等・利用停止等の決定に係るもの)

号
年 月 日

余市町個人情報保護審査会会長 様

印

行政不服審査法による審査請求がありましたので、余市町個人情報保護条例第26条第2項の規定により、次のとおり諮問します。

審査請求に係る決定の対象となった個人情報の名称又は内容		
審査請求に係る決定の内容		
決定の根拠及び 具体的理由	根 拠	余市町個人情報保護条例第 条第 号に該当
	具体的理由	
審査請求があった日		年 月 日
所 管 課		部 課 係
添 付 書 類		1 審査請求書の写し 2 個人情報開示請求書、個人情報訂正請求書又は個人情報利用停止請求書の写し 3 請求に対する決定通知書の写し 4 審査請求の概要書 5 理由説明書 6 弁明書の写し 7 反論書の写し (提出があった場合に限る。) 8 参加人意見書の写し (提出があった場合に限る。) 9 その他必要な書類
備 考		
※ 事 案 番 号		諮問第 号

(注) ※印の欄には、記入しないでください。

第19号の2様式(第19条の2第2項関係)

審査請求事案諮問書
(不作為に係るもの)

号
年 月 日

余市町個人情報保護審査会会長 様

印

行政不服審査法による審査請求がありましたので、余市町個人情報保護条例第26条第2項の規定により、次のとおり諮問します。

審査請求に係る不作為の対象となる個人情報の名称又は内容	
審査請求に係る不作為の対象となる申請の内容	
審査請求があった日	年 月 日
所 管 課	部 課 係
添 付 書 類	1 審査請求書の写し 2 個人情報開示請求書、個人情報訂正請求書又は個人情報利用停止請求書の写し 3 審査請求の概要書 4 理由説明書 5 弁明書の写し 6 反論書の写し(提出があった場合に限る。) 7 参加人意見書の写し(提出があった場合に限る。) 8 その他必要な書類
備 考	
※ 事 案 番 号	諮問第 号

(注) ※印の欄には、記入しないでください。

第 20 号様式 (第 19 条の 2 第 3 項関係)

審査請求の概要書

- 1 審査請求人の住所及び氏名
住 所
氏 名
- 2 審査請求年月日
年 月 日
- 3 審査請求書受理年月日
年 月 日
- 4 審査請求の対象となった処分
- 5 審査請求の対象となった処分の概要
請求の内容
・対象個人情報

・非開示部分の非開示理由
- 6 原処分課
部 課
- 7 審査請求の趣旨
- 8 審査請求の理由
- 9 経 緯
- 10 その他 (特記事項等)

第21号様式（第19条の2第3項関係）

理 由 説 明 書

1 対象個人情報の内容

2 非開示理由

3 審査請求理由に対する弁明

第1号様式 (第2条関係)
第2号様式 (第2条関係)
第3号様式 (第3条関係)
第4号様式 (第4条関係)
第5号様式 (第7条関係)
第6号様式 (第9条関係)
第7号様式 (第10条関係)
第8号様式 (第10条関係)
第9号様式 (第10条関係)
第10号様式 (第11条関係)
第11号様式 (第12条関係)
第12号様式 (第14条関係)
第13号様式 (第15条関係)
第14号様式 (第16条関係)
第15号様式 (第16条関係)
第15号の2様式 (第16条の2関係)
第15号の3様式 (第16条の3関係)
第15号の4様式 (第16条の4関係)
第15号の5様式 (第16条の4関係)
第16号様式 (第17条関係)
第17号様式 (第18条関係)
第18号様式 (第19条の2第1項関係)
第18号の2様式 (第19条の2第1項関係)
第19号様式 (第19条の2第2項関係)
第19号の2様式 (第19条の2第2項関係)
第20号様式 (第19条の2第3項関係)
第21号様式 (第19条の2第3項関係)